

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年4月7日 10時45分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大宮川河口東方沖（琵琶湖南部） 大宮川三等三角点から真方位074°2,400m付近 （概位 北緯35°04.3′ 東経135°54.6′）
事故の概要	プレジャーヨット ^{トリトン} TRITONは、北北東進中、漂流中のプレジャーボート ^{オセアンブルー} OCEAN BLUE 64に衝突した。
事故調査の経過	平成31年4月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーヨット TRITON、5トン未満（長さ7.09m） 253-9873滋賀、個人所有 B プレジャーボート OCEAN BLUE 64、5トン未満（長さ5.89m） 258-16025滋賀、株式会社レーク開発
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、帆走をする 目的で機走によって北北東進中、船長Aが、同乗者の1人に操舵を任 せて船首部で帆走準備を行っていたところ、左舷方で漂流していたB 船に近かったので右転を意図して右舵を指示したが、同乗者の1人が チラーを右方に押し出したので、左転してB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、漂流中、船 長Bが、A船が自船の右舷側を通過していくと思っていたところ、突 然左転してきてA船と衝突した。
分析	A船は、北北東進中、船長Aが操舵を任せていた同乗者に適切な指 示を与えなかったことから、船長Aの意図とは反対に漂流中のB船に 接近する左方に舵を取り、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流中、船長Bが急なA船の接近に対処できず、A船と衝 突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北北東進中、船長Aが操舵を任せていた同乗者に 適切な指示を与えなかったため、船長Aの意図とは反対に漂流中のB

	船に接近する左方に舵を取り、B船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操舵者が誤解を生じないような指示を行うこと。・ 帆走準備は、漂泊して行うことが望ましい。